

香川県条例第30号

香川県個人情報保護条例

香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項並びに香川県個人情報保護審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料）

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表の左欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額とする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第4条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

（1） 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

（2） 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

（2） 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者
12,600円

（納付）

第5条 前2条の手数料は、全て前納とする。ただし、知事又は病院事業の管理者において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事又は病院事業の管理者において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（香川県個人情報保護審議会）

第6条 県の機関（議会を除く。以下同じ。）による諮問に応じて審議を行うため、香川県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関は、審議会とする。

3 県の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

（1） 県の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則の制定又は改廃をしようとする場合

（2） 法第114条第1項第4号及び第6号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しようとする場合

（3） 法第128条に規定する苦情の処理（法の解釈に関することを除く。）を行おうとする場合

4 審議会は、法及びこの条例の規定による審議を行うほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、県の機関に意見を述べることができる。

5 審議会は、委員5人以内で組織する。

6 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。
- 9 審議会に、専門の事項を審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 10 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 11 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 12 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 13 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審議会の調査権限)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問をした県の機関（以下この条及び第9条において「諮問庁」という。）に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（第3項において単に「保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第9条 審議会は、第7条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面（同法第74条に規定する主張書面をいう。以下この条において同じ。）若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人又は諮問庁をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審議会は、前項本文の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(審議手続の非公開)

第10条 審議会の行う審議の手続は、審議会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(規則への委任)

第11条 第6条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(施行状況の公表)

第12条 知事は、毎年1回、県の機関における法の規定による個人情報の保護に関する状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、県の機関が定める。

(罰則)

第14条 第6条第13項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次に掲げる者に係る改正前の香川県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条、第11条第3項又は第12条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員（議会にあっては、議会の事務局の職員に限る。以下同じ。）である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関（議会にあっては、議長）から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) この条例の施行前において旧実施機関から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた同項に規定する指定管理者が行う同法第244条第1項に規定する公の施設の管理の業務（旧個人情報を取り扱う事務を含むものに限る。）に従事していた者
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第14条第1項、第2項（第28条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第3項、第28条第1項又は第36条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報に係る旧条例第27条第1項の開示請求及び同条第2項の規定による開示については、なお従前の例による。
- 5 旧条例第56条第1項の規定により置かれた香川県個人情報保護審議会（次項において「旧審議会」という。）は、改正後の香川県個人情報保護条例第6条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 6 施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第56条第11項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第63条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 附則第2項第2号に掲げる者
- (3) 附則第2項第3号に掲げる者
- 8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 9 附則第6項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 10 前3項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 11 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (香川県情報公開条例の一部改正)
- 12 香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）の一部を次のように改正する。
- 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(行政文書の公開義務) 第7条 略 (1) 略 (1)の2 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u> (2)～(7) 略	(行政文書の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。 (1) 略 (2)～(7) 略
--	--

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部改正) 13 住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例(平成14年香川県条例第49号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正後	改正前
(本人確認情報の保護に関する審議会) 第8条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会 は、<u>香川県個人情報保護条例(令和4年香川県条例第30号)第6条第1項</u> に規定する香川県個人情報保護審議会とする。	(本人確認情報の保護に関する審議会) 第8条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会 は、<u>香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)第56条第1項</u> に規定する香川県個人情報保護審議会とする。

(香川県公文書等の管理に関する条例の一部改正) 14 香川県公文書等の管理に関する条例(平成25年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正後	改正前
(特定歴史公文書等の保存等) 第12条 略 2 略 3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報(<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。</u>) が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な	(特定歴史公文書等の保存等) 第12条 略 2 略 3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報(<u>香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。</u>) が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために

措置を講じなければならない。 4 略	必要な措置を講じなければならない。 4 略
-----------------------	--------------------------

別表（第3条関係）

行政文書の種別	開示の実施の方法	金 額
1 文書又は図画	(1) 用紙にカラー以外のもので複写したものの交付	1枚につき10円（規則で定める場合にあつては、規則で定める額）
	(2) 用紙にカラーで複写したものの交付	1枚につき20円（規則で定める場合にあつては、規則で定める額）
	(3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（規則で定めるものに限る。2の項において同じ。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 電磁的記録	(1) 用紙にカラー以外のもので出力したものの交付	1枚につき10円（規則で定める場合にあつては、規則で定める額）
	(2) 用紙にカラーで出力したものの交付	1枚につき20円（規則で定める場合にあつては、規則で定める額）
	(3) 光ディスクに複写したものの交付	1枚につき100円
	(4) フレキシブルディスクカートリッジ（規則で定めるものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円
3 録音テープ	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき200円
4 ビデオテープ	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき300円

備考

- 1 開示しない場合又は複写し、若しくは出力したものの交付を受けない場合は、無料とする。
- 2 1の項(1)若しくは(2)又は2の項(1)若しくは(2)の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。